

# たきざわエコオフィス計画

平成30年6月

岩手県滝沢市

## 第 1 章 基本的事項

### 1 計画の目的

市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条 1 項及び 2 項に策定が義務付けられている「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の位置付けとして、「たきざわエコオフィス計画（以下、「本計画」と言う。）」を策定します。

本計画は、市が行う全ての事務・事業について、温室効果ガスの排出抑制に配慮した行動を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 2 計画の期間

前計画期間に引き続き平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 か年計画とします。ただし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

### 3 計画の対象となる温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する 6 種類のうち二酸化炭素を対象とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律に定める温室効果ガス

対象	ガスの種類	主な発生源	事務事業に係る 主な発生源
○	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電力や燃料の消費（全温室効果ガスの 9 割以上を占め、温暖化への影響が大きい）	電気消費、燃料消費、 一般廃棄物の焼却

### 4 対象とする事務・事業の範囲

全ての事務・事業を対象とします。

### 5 対象とする組織・施設等の範囲

対象とする組織・施設は、市の環境マネジメントシステムで指定する施設とします。

## 第 2 章 実行計画の目標

CO<sub>2</sub> 排出量削減のため、電気・燃料の使用量及び廃棄物の排出量の削減目標を設定します。

平成 25 年度実績を基に平成 34 年度に 6 %削減を目指すこととします。

## 第3章 取り組み内容

このエコオフィス計画における取り組み内容は、次のとおりとします。

- 1 買うとき（市等で使用する物品等の購入に当たっての環境保全への配慮）
- 2 つくるとき（建築物の建設、修繕及び土木工事に当たっての環境保全への配慮）
- 3 使うとき（製品等の使用及び建物・施設の維持管理及び購入物品等の使用に当たっての環境保全への配慮）
- 4 ごみにする前に（廃棄等に当たっての環境保全への配慮）

### 取り組み内容

配慮事項	取組内容	具体的活動
買うとき	再生紙の購入とその使用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市等が購入して使用する用紙類及び外注等による印刷物は、原則として全て再生紙とし、その使用拡大に努める。</li> <li>・事務用紙、印刷物及び衛生用紙等の購入に当たっては、古紙配合率の高い製品の購入に努める。</li> <li>・コピー用紙は、古紙配合率70%以上、白色度70%程度のものとする。</li> </ul>
	再生品（紙類を除く）の購入とその使用拡大	市が購入する物品類（紙類を除く）は、リサイクル原料使用品とし、その使用拡大に努める。特に、文具、作業着等は再生材料から作られたものを原則とする。
	環境負荷の少ない家電製品及びOA機器の購入	庁用備品の購入に当たっては、電力消費量が少ない等の環境負荷の少ない物の導入に努める。
	節水機器等の購入	節水のための機器の導入に努める。
	公用車への低公害車の計画的導入	低公害車の導入に努める。
	環境に配慮した包装・容器の商品の購入	簡易包装の商品、詰め替え可能な製品、リターナブル容器の製品の購入

つくるとき	適切な処理施設等の設置	省資源、省エネルギーに配慮した建物、施設の建設に努める。
	省資源、省エネルギーの推進	
	水利用の合理化	
	環境負荷の少ない施工作業の実施及び建設廃棄物の削減と再利用	環境に配慮した工事の施工とリサイクル及びリサイクル材の使用を推進する。
	敷地内及び周辺自然环境の保全	緑化に努める。
使うとき	エネルギー使用量の削減	電気、燃料等の使用量の削減に努める。
	節水等の推進	飲料水、手洗い水等の節水を徹底する。
	用紙類等の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面コピー、印刷機の使用の徹底を図る。</li> <li>・コピーミス紙等の裏面利用の徹底を図る。</li> </ul>
	環境に配慮した建物・施設の維持管理	環境に十分配慮して施設等の維持管理を行う。
ごみにする前に	廃棄物の減量とリサイクルの促進	ごみの分別、リサイクルにより廃棄物の減量に努める。
	フロン類の全量回収、再利用と適正処理	フロン系ガス使用製品は全て適正に処理する。

## 第4章 推進及び点検・評価

### 1 推進及び点検・評価の方法

本計画の推進及び点検・評価は、市の環境マネジメントシステムを活用するものとします。

### 2 取り組み状況の公表

この計画の取り組み状況は、市のホームページにより毎年公表します。